

參考資料

地方税財政常任委員会

令和7年度地方財政計画のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額(交付団体ベース)を63.8兆円(対前年度比+1.1兆円)確保
- ・ 地方交付税総額を19.0兆円(対前年度比+0.3兆円)確保

・ 一般財源総額(交付団体ベース) (※ 不交付団体を含めた一般財源総額)	63.8兆円 (67.5兆円)	対前年度比 +1.1兆円 (同 +1.8兆円)
・ 地方税・地方譲与税	48.4兆円	同 +3.0兆円
・ 地方特例交付金等	0.2兆円	同 ▲0.9兆円
・ 地方交付税	19.0兆円	同 +0.3兆円
・ 臨時財政対策債	0円	同 皆減

※一般財源総額(交付団体ベース)は給与改善費計上分を除くと対前年度比+0.9兆円

(注)端数処理のため合計が一致しない場合がある

- ・ いわゆる「103万円の壁」に係る令和7年度の地方交付税の減収影響(0.2兆円)^{*}を含めても、上記のとおり適切に地方財源を確保

* 令和7年度政府予算案等の国会修正の結果、減収影響は0.4兆円。

(2) 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額ゼロ
- ・ 交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、令和6年度までの繰延べ分2.2兆円^{*}について、令和7年度に償還

* 令和7年度政府予算案等の国会修正の結果、令和6年度までの繰延べ分の償還は2.0兆円。

令和7年度地方財政計画のポイント②

(3) DX、防災・減災対策の推進

- ・ 自治体DX・地域社会DXを推進するため、「デジタル活用推進事業費」(0.1兆円)を創設(地方財政法の特例を設け、地方債の発行を可能とする)
- ・ 「緊急浚渫推進事業費」について、事業期間を令和11年度まで5年間延長し、令和7年度については0.11兆円(前年度同額)を計上

(4) 人件費の増加への対応

- ・ 常勤職員・会計年度任用職員に係る給与改定(0.8兆円)及び教職調整額の引上げ(令和7年度:0.01兆円)に必要な財源を確保
- ・ 令和7年度の給与改定に備え、給与改善費(0.2兆円)を計上

(5) 物価高への対応

- ・ 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、0.1兆円(対前年度比+0.03兆円)を計上

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(対前年度比▲0.0兆円)を確保

物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円を計上(前年度比+300億円)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に400億円を計上(前年度同額)
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に600億円を計上(前年度比+300億円) ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

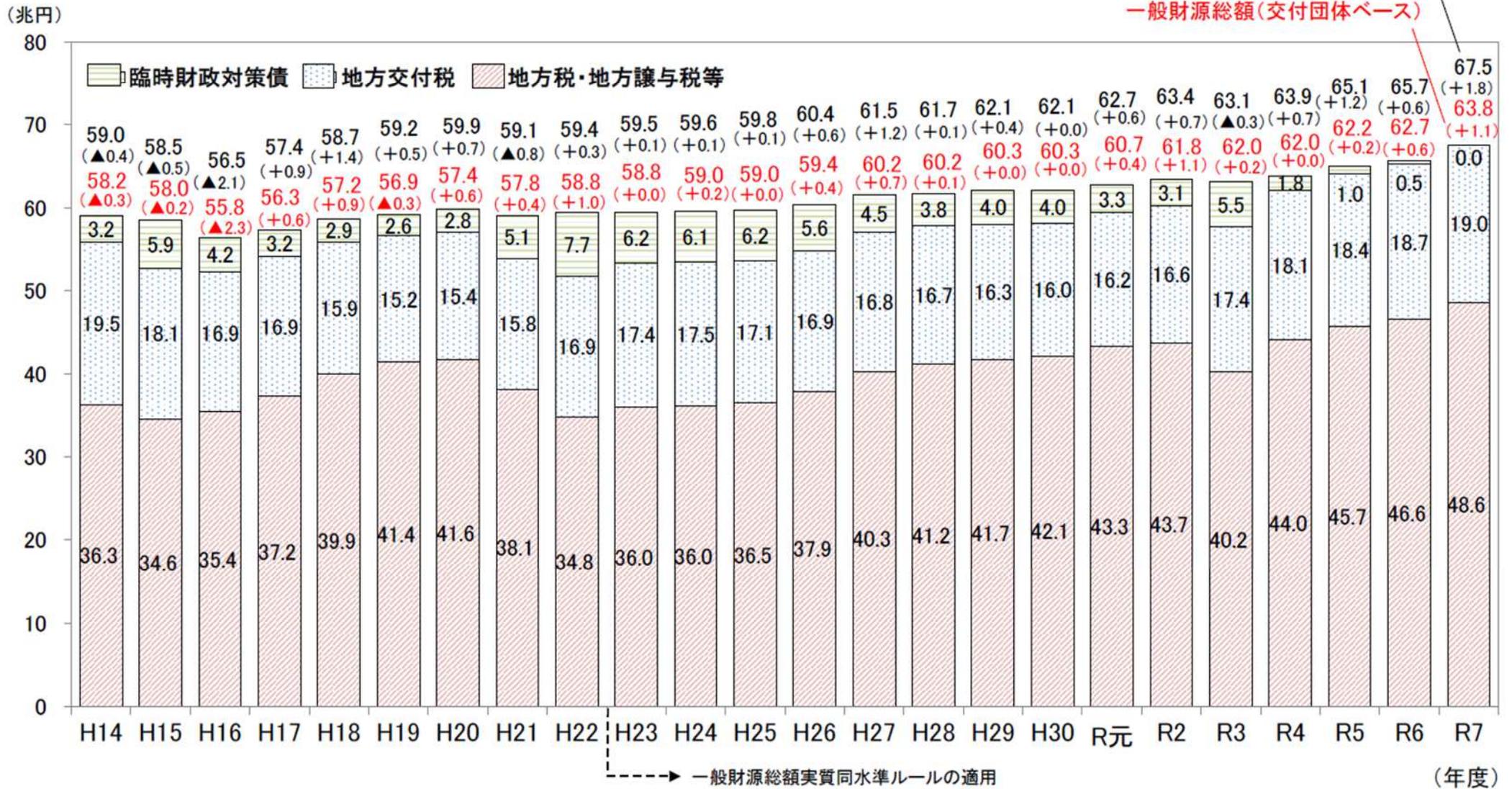
2. 公立病院・庁舎の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(52.0万円⇒59.0万円)
 - ② 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(46.8万円⇒50.1万円)

※ いずれも令和6年度事業債から新単価を適用

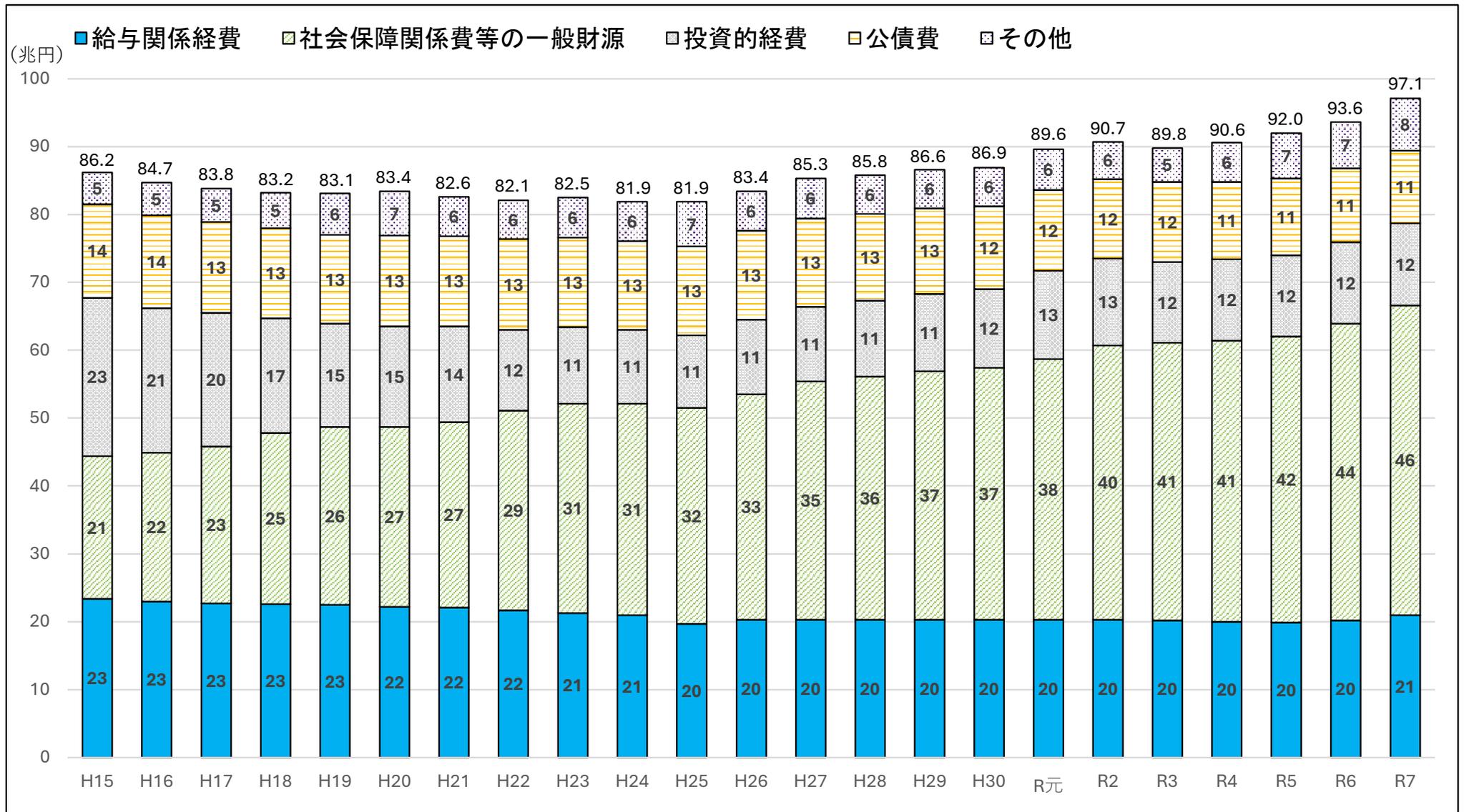
地方一般財源総額の推移

〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕

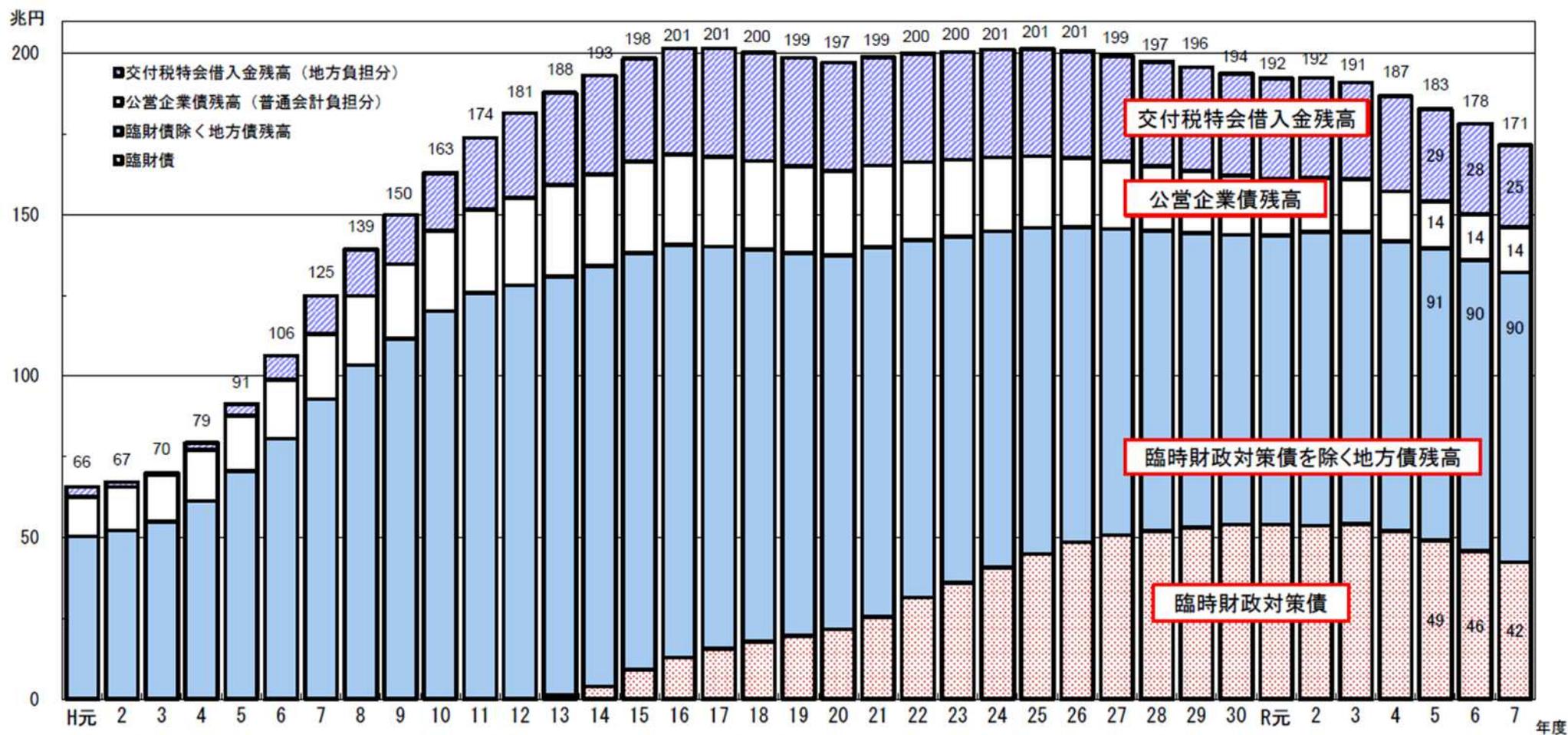


※ R3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、R2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

地方財政計画の歳出の推移



地方財政の借入金残高の状況



※1 地方の借入金残高は、令和5年度までは決算ベース、令和6年度及び令和7年度は地方財政計画等に基づく見込み。

※2 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	21	21

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）

令和7年6月13日閣議決定

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

1. 「経済・財政新生計画」の推進

（「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針）

（略）予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する¹⁷⁹。

¹⁷⁹ 社会保障関係費については、医療・介護等の現場の厳しい現状を踏まえ、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等を踏まえながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。高齢化や高度化等による増加分に、こうした経済・物価動向等を踏まえた対応による増加分を加えた、いわゆる自然増から、これまでの歳出改革努力を継続する。

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（5）持続可能な地方行財政基盤の強化

（略）地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のための取組を進めるとともに、地方の一般財源の総額を確保して²²⁰、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。

²²⁰ 骨太方針2024に基づき、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

[令和8年1月1日施行]

個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																								
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：55万円 → 改正後：65万円																								
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が逡減(例：給与収入850万円相当超の場合は58万円)																								
③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除																								
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円																								
非課税ライン (単身者の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額等</td> <td>45万円 (変更なし)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>65万円 +10万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100万円</td> <td>110万円</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	基本額等	45万円 (変更なし)	45万円	給与所得控除	55万円	65万円 +10万円	計	100万円	110万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>48万円</td> <td>95万円 +47万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>65万円 +10万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>103万円</td> <td>160万円</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	基礎控除	48万円	95万円 +47万円	給与所得控除	55万円	65万円 +10万円	計	103万円	160万円
		改正前	改正後																							
基本額等	45万円 (変更なし)	45万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 +10万円																								
計	100万円	110万円																								
	改正前	改正後																								
基礎控除	48万円	95万円 +47万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 +10万円																								
計	103万円	160万円																								
	(注) 地方税独自の非課税限度額が適用	※給与収入200万円相当以下の場合																								

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。 9

いわゆる「103万円の壁」、「ガソリンの暫定税率」への対応

令和7年度与党税制改正大綱（自民、公明、国民3党幹事長合意関係）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

（略）

なお、衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。

「一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。」

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。」

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。」

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）

令和7年6月13日閣議決定

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

減税政策より賃上げ政策を採るという基本的考え方の下、足元の賃金・所得の水準を前提として減税政策によって手取りを増やすのではなく、賃上げによって手取りがえるようにする。そのために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

終期を迎える地方債の概要（延長要望予定）

事業名	対象施設		概要	地方債措置		
	公共施設	公用施設		充当率	交付税措置率	事業期間
緊急防災・減災対策事業債	○	○	公共・公用施設の防災機能強化・耐震化、避難所の環境改善・感染症対策等が対象	100%	70%	R7年度まで
防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債		○	防災・減災、国土強靱化5カ年加速化対策に伴う地方負担が対象	100%	50%	
緊急自然災害防止対策事業債		○	国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業	100%	70%	
（参考）緊急浚渫推進事業債		○	河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫事業	100%	70%	R11年度まで
脱炭素化推進事業債						
再生可能エネルギー	○	○	太陽光・バイオマス発電、熱利用等	90%	50%	R7年度まで
省エネルギー	○	○	省エネ改修、LED照明の導入		30～50%	
公用車における電動車の導入		○	EV、FCV、PHEVの導入		30%	

【参考】（R7.6.6 第1次国土強靱化実施中期計画（抄））

事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する。

地域医療提供体制の確保

○ 地域医療提供体制を確保するため、新たな資金繰り支援等、以下の取組を行う

1. 病院事業の経営改善の促進と資金繰り支援

① 資金不足が生じている病院事業※1であって、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院に対して、経営改善の効果額の範囲内※2で活用できる資金手当のための地方債(病院事業債(経営改善推進事業))※3を創設

※1 当年度又は翌年度に資金不足額が生じる見込みの病院事業を含む

※2 資金不足(見込)額と経営改善効果額のいずれか小さい額が上限

※3 発行期間は令和7年度～令和9年度

【経営改善の取組例】

- 病床の縮小、病床機能の見直し
- 医薬品の共同購入、医療機器の共同利用
- 地域の医療機関と連携した紹介患者の増加
- 病院の統合・連携、経営形態の見直し

<公立病院の状況>

	R4	R5
公立病院数	853病院	854病院
赤字病院の割合 ^{注1}	34%	70%
赤字合計額 ^{注1}	639億円	2,448億円
資金不足 ^{注2} が生じている病院事業数	27事業 (41病院)	38事業 (54病院)

注1 経常収支 注2 地方財政法に定める資金不足額

② 総務省と厚生労働省の共同事業として、病院経営に携わるトップ層の経営マネジメント力を向上させ、経営改善を図ることにより持続可能な病院経営を行うために必要な知識を習得するための研修(医療経営人材養成研修)を創設

2. 不採算地域やへき地における医療提供体制の確保

① 不採算地区病院については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続※4

※4 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連等の公的病院等にも同様の措置を講じる

② へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置の対象に、へき地医療拠点病院等が行う訪問看護、遠隔医療に要する経費を追加

高校無償化（令和7年度先行措置分）

＜自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）＞（抜粋）

令和7年度予算修正額
+1,064億円

I 教育無償化

① いわゆる高校無償化

- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金（11.88万円）の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

○収入要件の事実上撤廃【10/10補助】 +1,049億円（新規）

- ◆ 高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公立共通の基準額である上限11.88万円／年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。



◆ 手続きのイメージ

- 令和7年7月
 - ・ 生徒等が就学支援金を申請
- 数か月後
 - ・ 就学支援金判定事務が完了
 - ・ 所得制限により不支給判定となった生徒等を本事業で認定し、**年額分を一括支給**（※）

※ 公立は学校が支援金を代理受領し授業料債権に充当する方法が標準的
私立は代理受領での充当や、前納授業料を還付等することを想定

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安

○高校生等奨学給付金の拡充【1/3補助】 147億円→152億円（+5億円）

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現。

○公立専門高校の施設整備の拡充【1/3補助】 681億円→691億円（+10億円）の内数（増額分は産業教育施設整備に充当）

- ◆ 産業教育のための実験実習施設整備の支援を拡充するため、公立学校施設整備費を増額。

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）（抜粋）①

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意

自由民主党、公明党、日本維新の会は、以下の通り合意する。

令和7年2月25日

I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

① いわゆる高校無償化

- ・ 「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金(11.88万円)の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

② いわゆる給食無償化

- ・ まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・ その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。

③ 0～2歳を含む幼児教育 保育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。

④ 高等教育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、十分な検討を行い、成案を得ていく。

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）（抜粋）②

II 現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減

社会保障改革による国民負担の軽減を実現するため、主要な政策決定が可能なレベルの代表者によって構成される3党の協議体を設置する。

以下の点を含む、現役世代の増加する保険料負担を含む国民負担を軽減するための具体策について、令和7年末までの予算編成過程（診療報酬改定を含む）で論点の十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、令和8年度から実行に移す。

- ・ OTC類似薬の保険給付のあり方の見直し
- ・ 現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底
- ・ 医療DXを通じた効率的で質の高い医療の実現
- ・ 医療介護産業の成長産業化

上記の検討に当たっては、

- ・ 政府与党として、令和5年12月22日に「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等を決定し、2023年度から2028年度にかけて、歳出改革等によって実質的な社会保険負担軽減の効果を1.0兆円程度生じさせるとされていること
- ・ 公明党として、令和6年9月20日に「公明党2040ビジョン（中間とりまとめ）」を公表し、生活習慣病等の予防・重症化予防、健康づくりの推進、がん検診等の充実による早期発見・早期治療、多剤重複投薬対策や重複検査対策などを進めることで医療費適正化の効果も得られるとされていること
- ・ 日本維新の会として、令和7年2月20日に「社会保険料を下げる改革案（たたき台）」を公表し、国民医療費の総額を、年間で最低4兆円削減することによって、現役世代一人当たりの社会保険料負担を年間6万円引き下げるとされていること

を念頭に置く。

III 働き控えの解消

社会保険に係るいわゆる年収の壁による働き控えの解消に向けて、「年収130万円の壁」について、手取りの減による働き控えの解消を図るため、被用者保険への移行を促し、壁を意識せず働くことができるよう、賃上げや就業時間の延長等を通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を令和7年度中から実施する。従来、「年収106万円の壁」への対応として実施しているキャリアアップ助成金による措置を拡充することとし、その際、中小・小規模事業者への支援強化や使い勝手の更なる向上等を行う。この措置は、労働保険特別会計において臨時に行う時限的措置とし、第三号被保険者制度のあり方を含めた「年収130万円の壁」に関する制度的な対応のあり方について更に検討を進める。

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）（抜粋）③

IV 教育無償化に関する論点等

1. いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校（農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方（令和8年度は45.7万円）、支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。
2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
3. 0～2歳を含む幼児教育 保育の支援については、更なる負担軽減 支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得る。
4. 高等教育の支援については、更なる負担軽減 支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得ていく。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

以上

新しい地方経済・生活環境創生交付金について

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における
国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

地方創生交付金の推移

- R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。
- **R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円**（R6当初：1,000億円／R5補正：735億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



地方拠点強化税制について

- 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等を措置するもの。

特定業務施設

事務所※



研究所



研修所



※ 本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの。

移転型

地方移転の促進



東京23区

東京23区からの
特定業務施設の
移転

※ 首都圏の一部は対象外

or

拡充型

地方⇒地方への移転



地方拠点の整備

地方における
特定業務施設の
拡充

※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

措置内容

オフィス減税：
建物等の取得価額に対して税額控除等

and/or

雇用促進税制：
増加した従業員に対して税額控除

税額控除 **7%** (移転型) / **4%** (拡充型)

or

特別償却 **25%** (移転型) / **15%** (拡充型)

税額控除 **最大 90万円** (移転型) / **最大 30万円** (拡充型)
(1人当たり) (3年間で**最大170万円**)

※ 税制措置以外に、固定資産税等の減免に対する減収補填措置やデジ田交付金の弾力化措置等が活用可能。

令和6年度税制改正について

- **令和6年度税制改正では、適用期限を2年間延長するとともに、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用を創出するため、税制の対象となる事業部門の一部拡充や子育て施設等の対象追加等を実現。**

(1) 適用期限の延長

令和6年3月末まで



令和8年3月末まで（2年間延長）

(2) 東京圏に多く流入してきている女性・若者の動向を踏まえた拡充

対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもののみ。



対象となる事務所に、商業事業部門の一部、サービス事業部門の一部を対象に追加

（追加する業務）

インサイドセールス（電話やオンラインツールを活用した事業所内での営業）や企業の管理業務（調査企画、経理等）受託事業等を追加。

対象となる施設は、事務所、研究所、研修所に限定。



事務所・研究所・研修所を新設する際に併せて整備する育児支援施設を対象に追加。

(3) 拠点整備の期間を踏まえた適用要件の見直し

移転型について、事業開始年度に雇用増の過半数を東京23区からの転勤者とする*ことが必要。
※加えて、計画期間を通じ、雇用増の1/4を東京23区からの転勤者とする必要がある。



事業供用開始日から1年間を経過する日までに雇用増の過半数を東京23区からの転勤者とする*ことに変更。
※加えて、計画期間を通じ、雇用増の1/4を東京23区からの転勤者とする必要がある。

施設を新設する場合の雇用促進税制の対象となる期間は、整備計画の認定年度から3年度間。



施設を新設する場合の雇用促進税制の対象となる期間は、事業供用開始年度から3年度間に変更。

社会経済情勢の変化に対応した地方税制のあり方検討

令和7年度与党税制改正大綱

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

(略) 東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子制については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）

第3 中長期的に持続可能な経済社会の実現

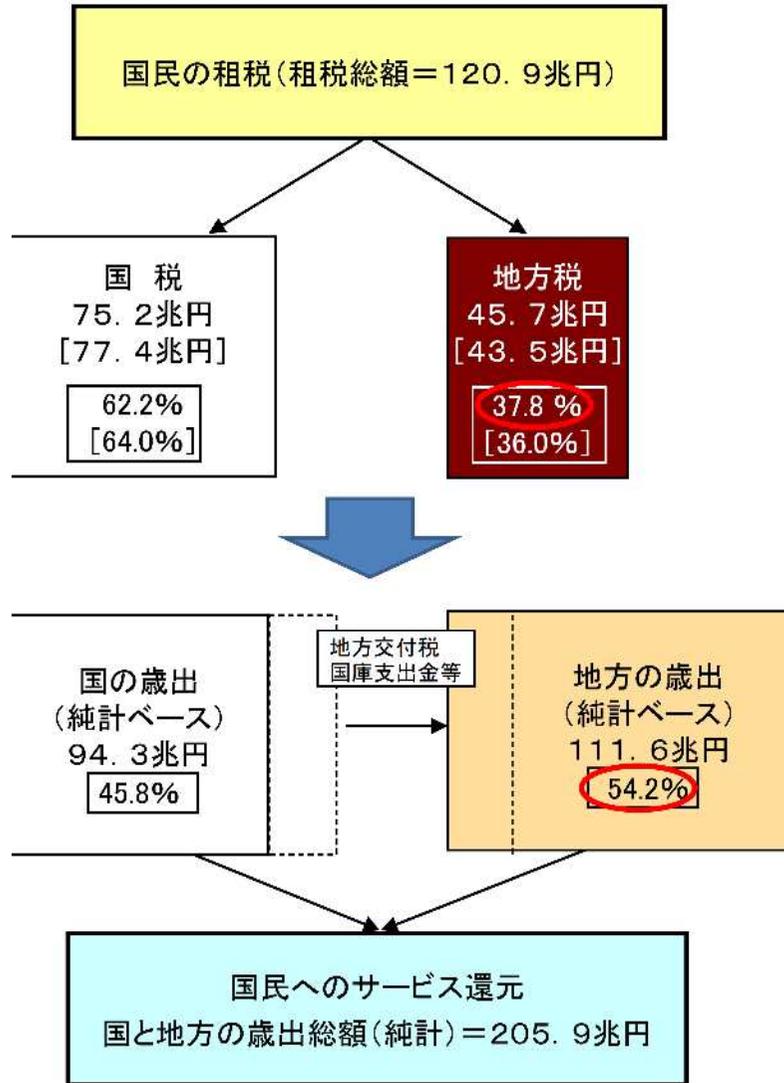
2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

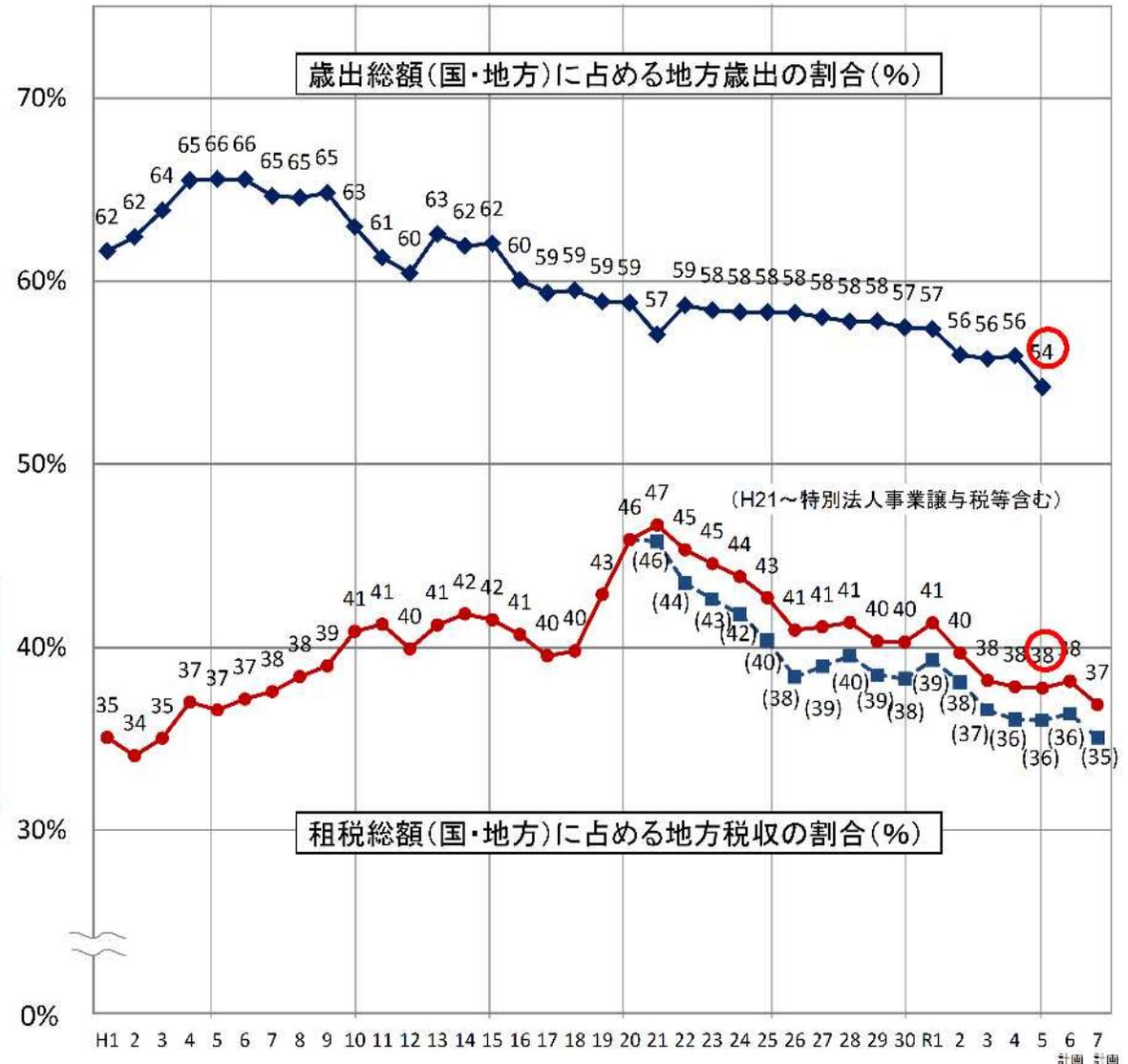
(略) 東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出(令和5年度決算)



◎地方の税源・歳出配分の推移



(注)1. 精査中であり、数値が異動することがある。

2. 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

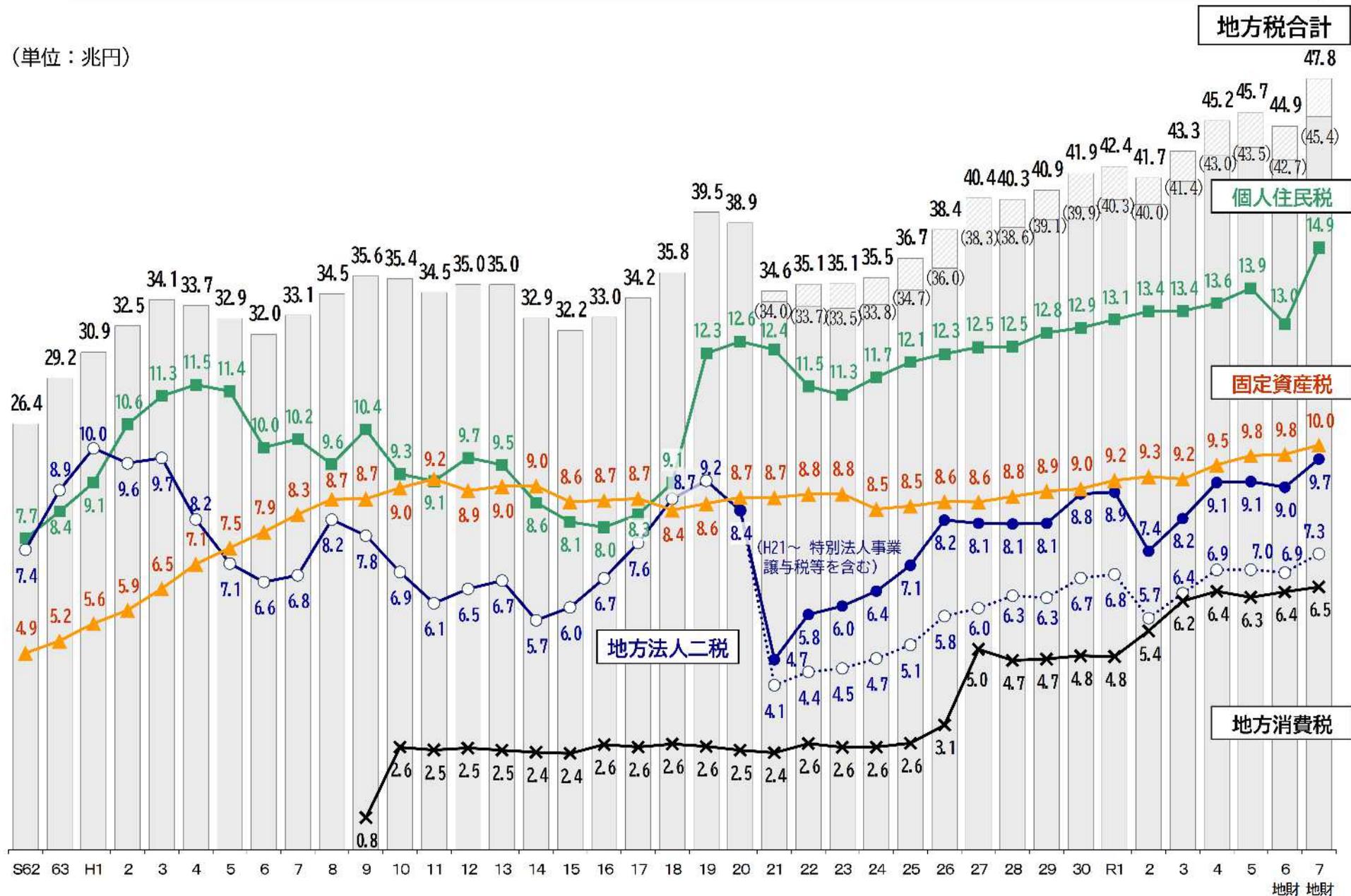
3. 国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業譲与税を含む。
[]内は、国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を除いた金額。

(注)1. 令和5年度までは決算額、令和6年度及び令和7年度は地方財政計画額である。

2. 平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。

地方税収の推移

(単位：兆円)



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 令和5年度までは決算額、令和6、7年度は地方財政計画額である。
 3 平成21年度以降の地方税合計の括弧書き及び地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。

人口一人当たりの税収額の指数（令和5年度決算額）

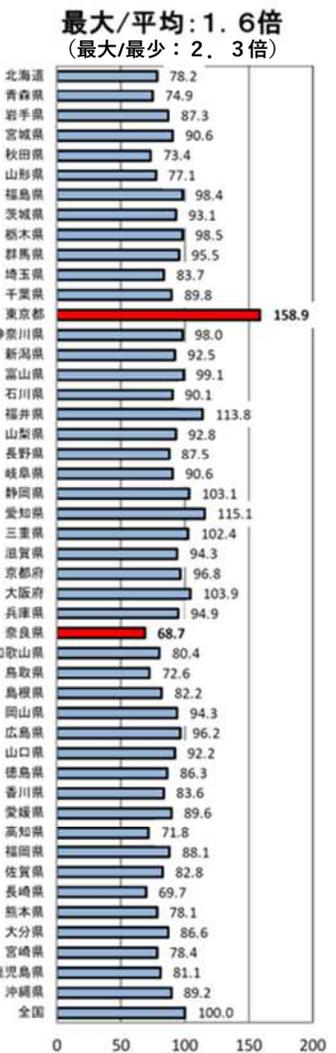
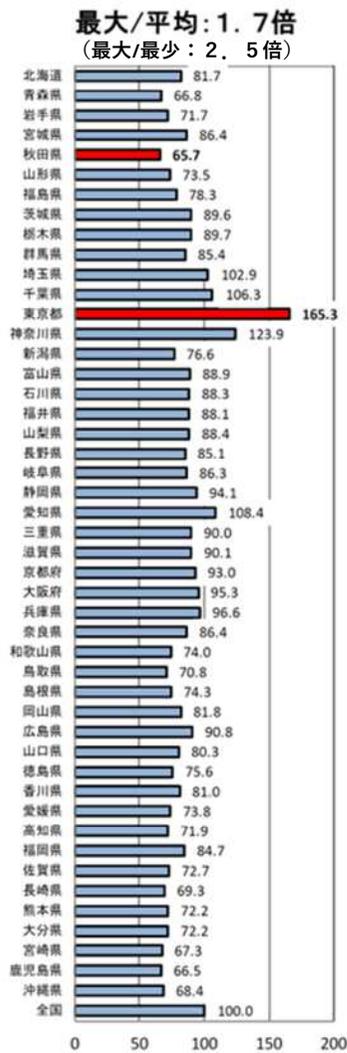
地方税計

個人住民税

地方法人二税

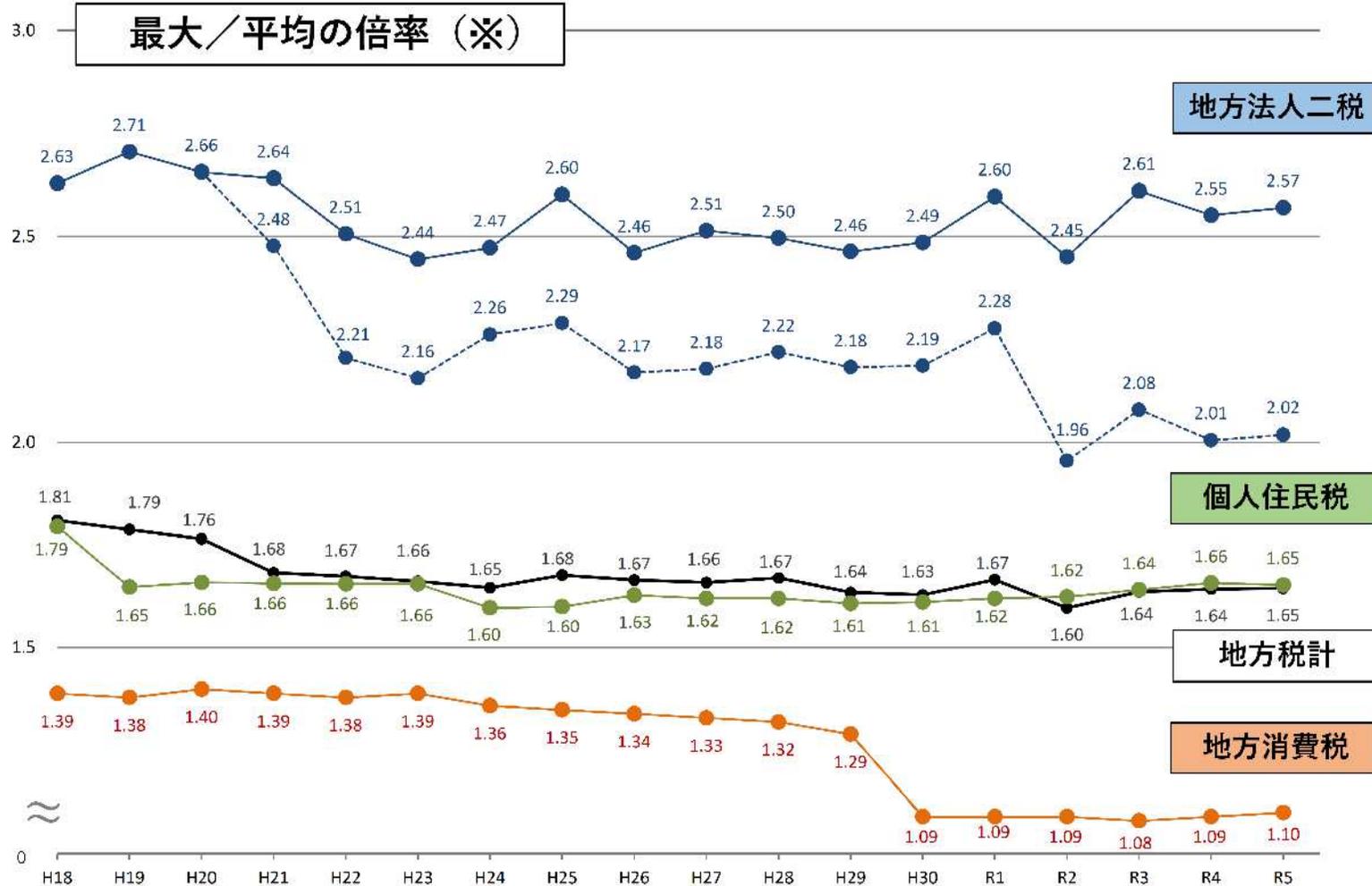
固定資産税

【特別法人事業譲与税を含まない場合】 【特別法人事業譲与税を含む場合】



(注1) 上段の「最大/平均」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を平均で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
(注2) 地方税計は特別法人事業譲与税を含まない額である。

人口一人当たりの税収額の偏在度の推移

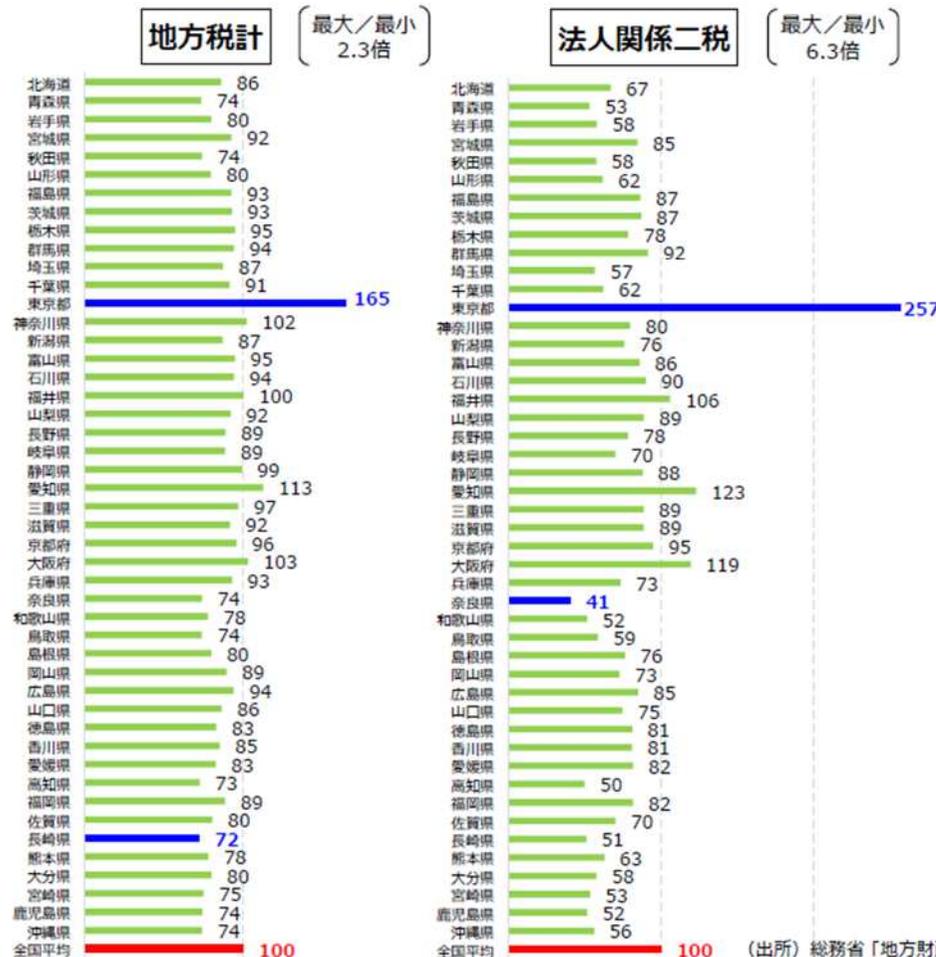


※ 「最大／平均の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を平均で割った数値である。
 (注1) 税収額については各年度の決算額（各年度とも超過課税及び法定外税等を除く。）であり、人口は住民基本台帳人口（24年度までは各年度末日、25年度以降は各年度1月1日）による。
 (注2) 「個人住民税」の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額である。
 (注3) 「地方法人二税」のH21以降の点線は、地方法人二税に同から都道府県に対して課与されている地方法人特別課与税（～R1）及び特別法人事業課与税（R2～）を加算した数値。
 (注4) 地方消費税は、清算率率に基づく理論値である。

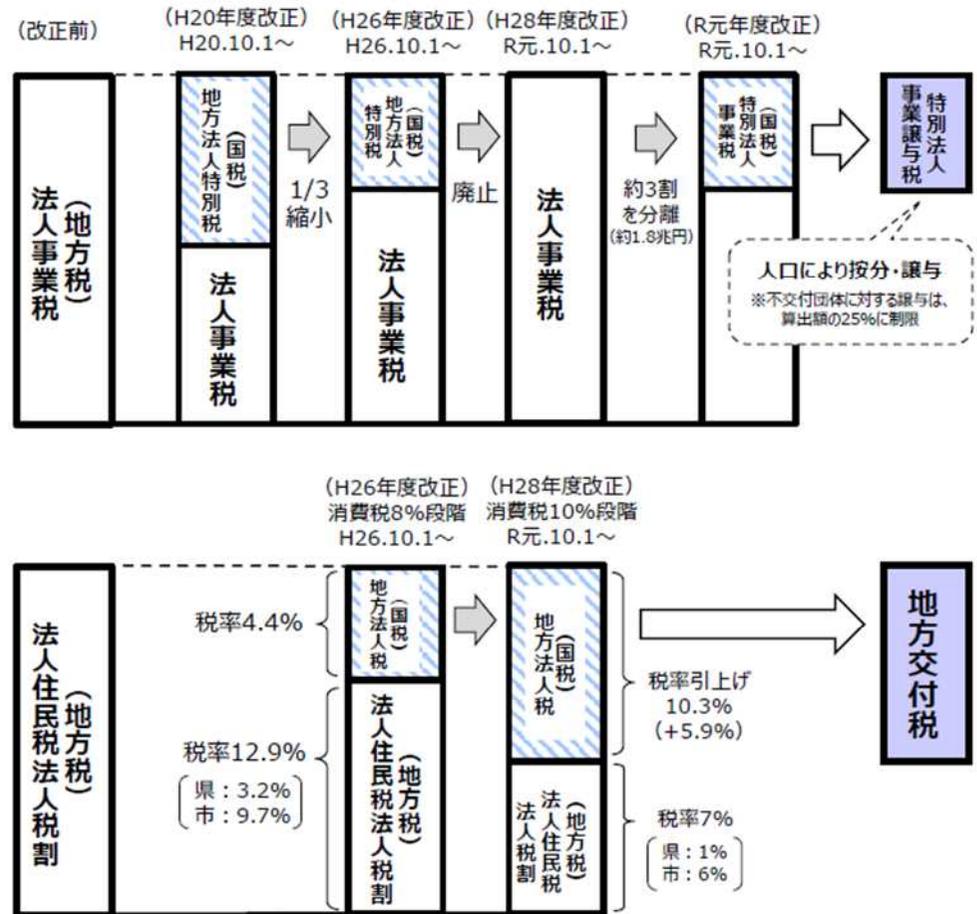
地方財政①：地方税の税源偏在

- 地方税収の偏在性については、法人関係二税（法人事業税・法人住民税）が特に大きくなっており、平成20年度以降、累次の偏在是正措置が講じられてきた。
- 東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む必要。

◆都道府県における人口1人当たりの税収額（令和5年度決算額） ※全国平均を100とした場合



◆地方法人課税の変遷



地方財政②：経済社会の構造変化に伴う地方税の偏在 I

○ 電子商取引（EC）の進展やフランチャイズ事業の拡大など、経済社会の構造変化に伴って、**大都市部においては企業の事業活動の実態以上に税収が集中する状況が生じている**と考えられる。

○ 電子商取引（EC）は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、本店所在地に税収が集中する。また、コンビニエンスストアをはじめとしたフランチャイズ事業では、一般的に、加盟店はその利益の中から本社にロイヤリティを支払っているため、フランチャイズ事業を行う本社の税収は本店等の所在地に集中する。

(注) 法人関係二税(法人事業税・法人住民税)は、事務所等を有する法人に対して、その事務所等が所在する地方団体が課するものであるため、法人の事務所等が2以上の地方公共団体にある場合、分割基準(事業所等の数や従業員の数)により課税標準額を課税団体ごとに分割。

◆電子商取引（EC）の市場規模（BtoC）及びEC化率の推移



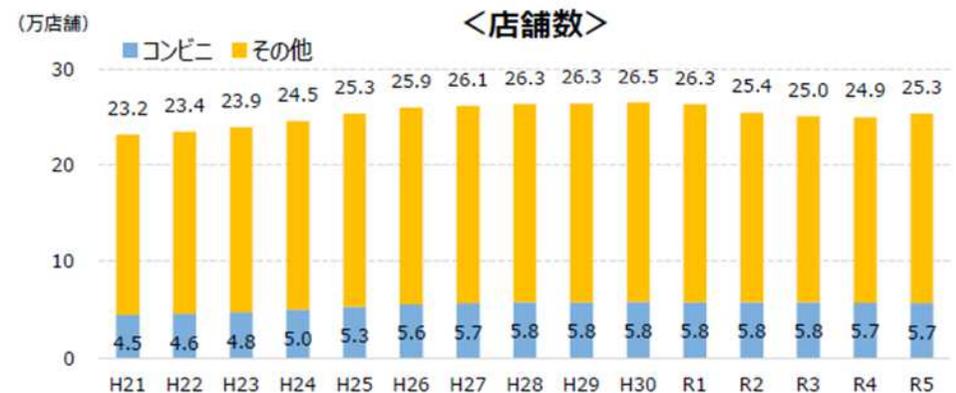
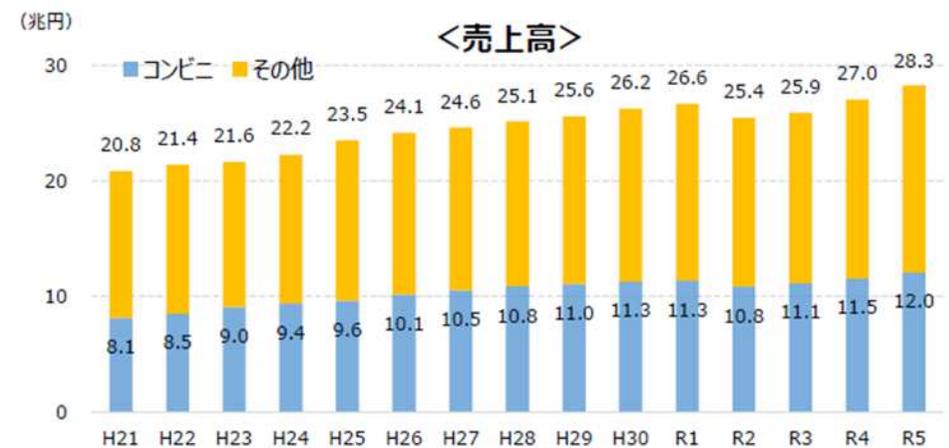
(出所) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」を基に作成。
(注) B to CのEC化率については、物販系分野に限る。

◆小売販売額に占めるインターネット販売の割合（都道府県別・上位5都府県）

	東京都	大阪府	神奈川県	埼玉県	福岡県
インターネット販売のシェア (令和2年)	41.2%	9.0%	5.0%	4.2%	4.0%
店頭販売のシェア (令和2年)	12.5%	6.7%	6.7%	5.2%	4.1%
【参考】人口シェア (令和2年)	11.1%	7.0%	7.3%	5.8%	4.1%

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」、総務省「人口推計」を基に作成。

◆フランチャイズチェーン売上高・店舗数の推移

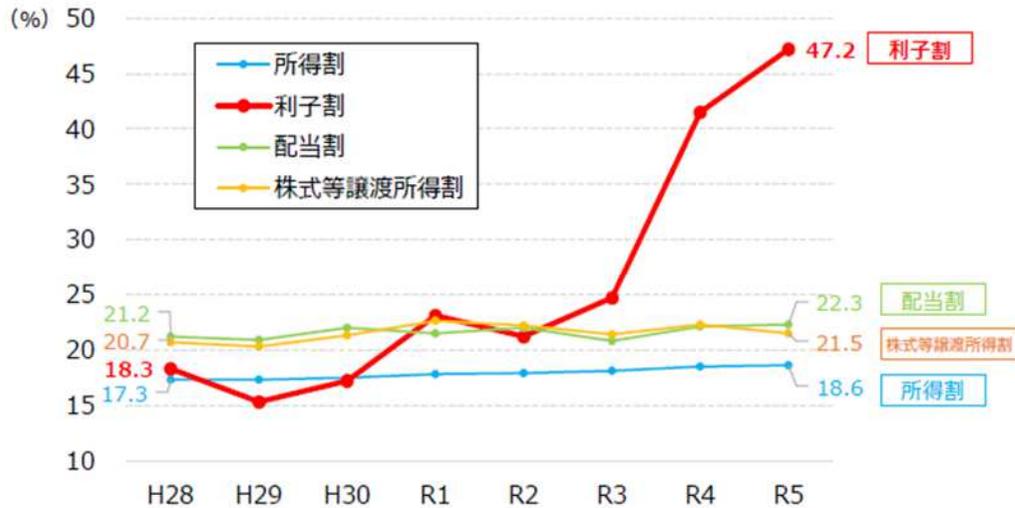


(出所) 日本フランチャイズチェーン協会「JFCAフランチャイズチェーン統計調査」を基に作成。

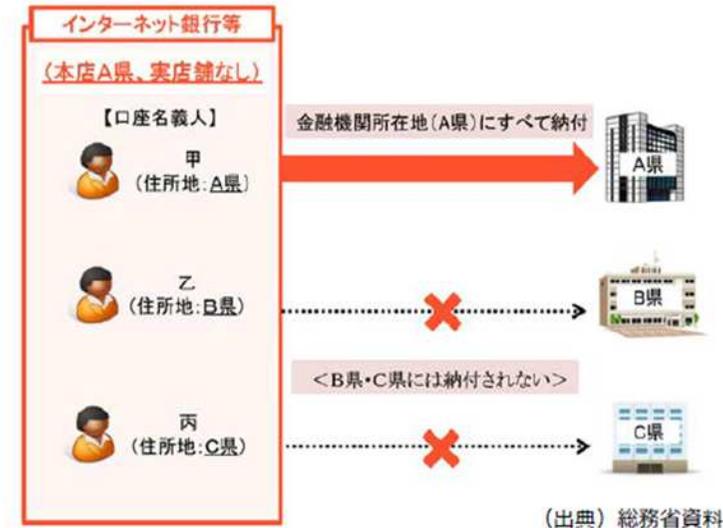
地方財政③：経済社会の構造変化に伴う地方税の偏在Ⅱ

- 個人住民税の利子割については、住所地課税の例外（金融機関等の口座所在地課税）となっており、預金者の住所地にかかわらず、金融機関の支店・営業所が所在する都道府県に納付される仕組み。令和5年度決算における利子割税収について、東京都のシェアは約5割となっている。
- インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大しているとの指摘があり、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得ることが与党税制改正大綱に定められている。

◆個人住民税（割毎）に係る東京都のシェアの推移（令和5年度決算）



◆利子割の納付先（インターネット銀行の場合）



<利子割に係る税収の推移（億円）>

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
全国	444.5	593.1	558.1	302.9	325.4	259.7	213.9	222.5
東京都	81.2	90.8	96.2	70.0	69.0	64.2	88.8	105.1

(出所) 総務省資料を基に作成。

<インターネット銀行の預金残高推移（兆円）>

R元	R2	R3	R4	R5	R6
16.0	18.4	23.0	26.8	30.0	35.4

(出所) 総務省調べ（法人分を含む数字）

(注) 楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年3月末時点の預金残高（各社HPを参照）の合計額を表示。

【参考】令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日 自由民主党・公明党）

第一 2. (3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

(略) 特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

自動車関係諸税の総合的な見直し

令和7年度与党税制改正大綱（車体課税、燃料課税関係）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

4. 自動車関係諸税の総合的な見直し

（1）見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① C A S Eに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする
- ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする
また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする
- ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする
- ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、用途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

（2）車体課税の見直し

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

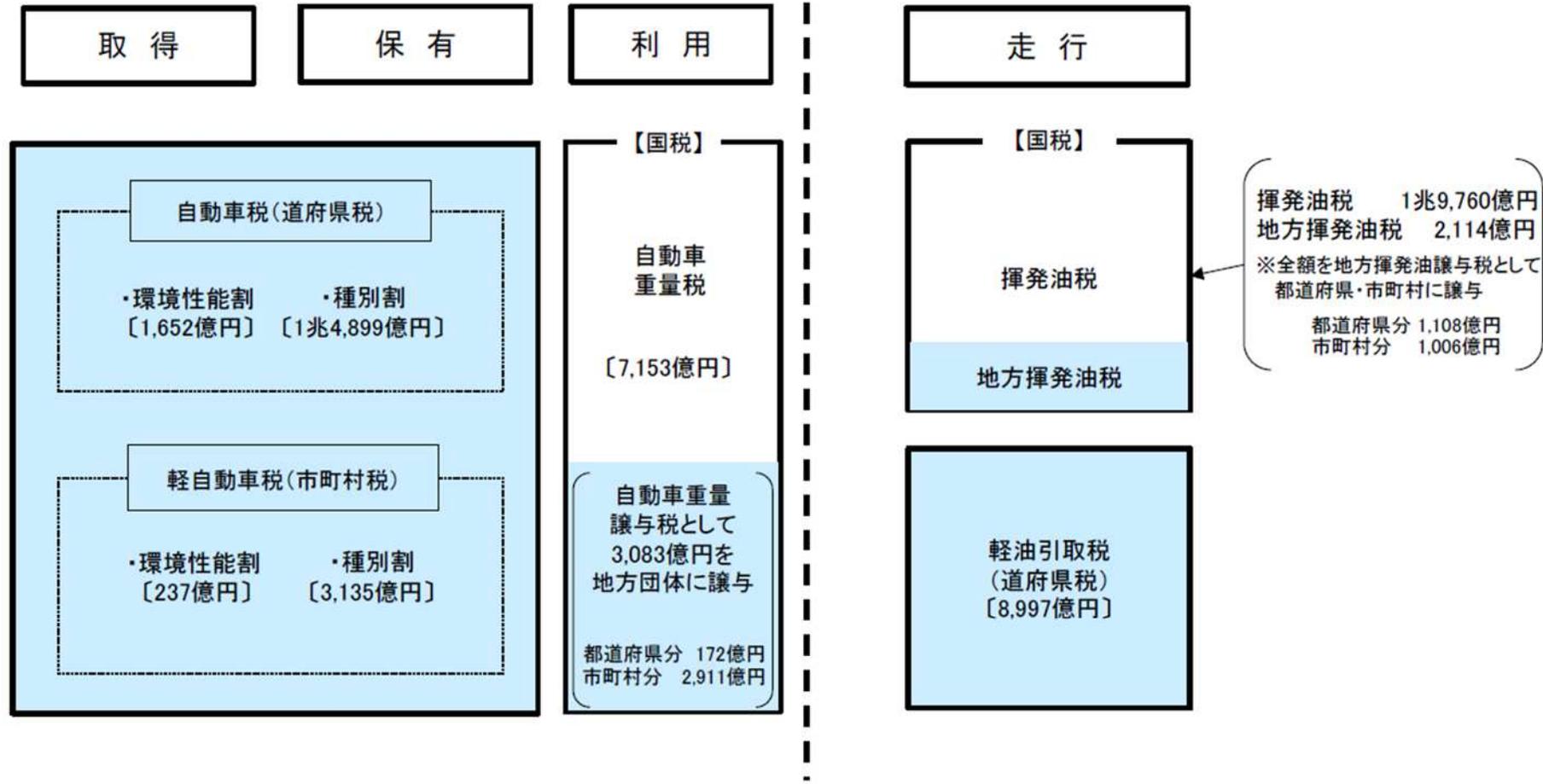
（3）利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、用途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る。

自動車関係諸税(車体課税+燃料課税)の概要

車体課税(2.7兆円)は8割超が地方財源(2.3兆円)
(うち都道府県分1.6兆円、市町村分0.7兆円)

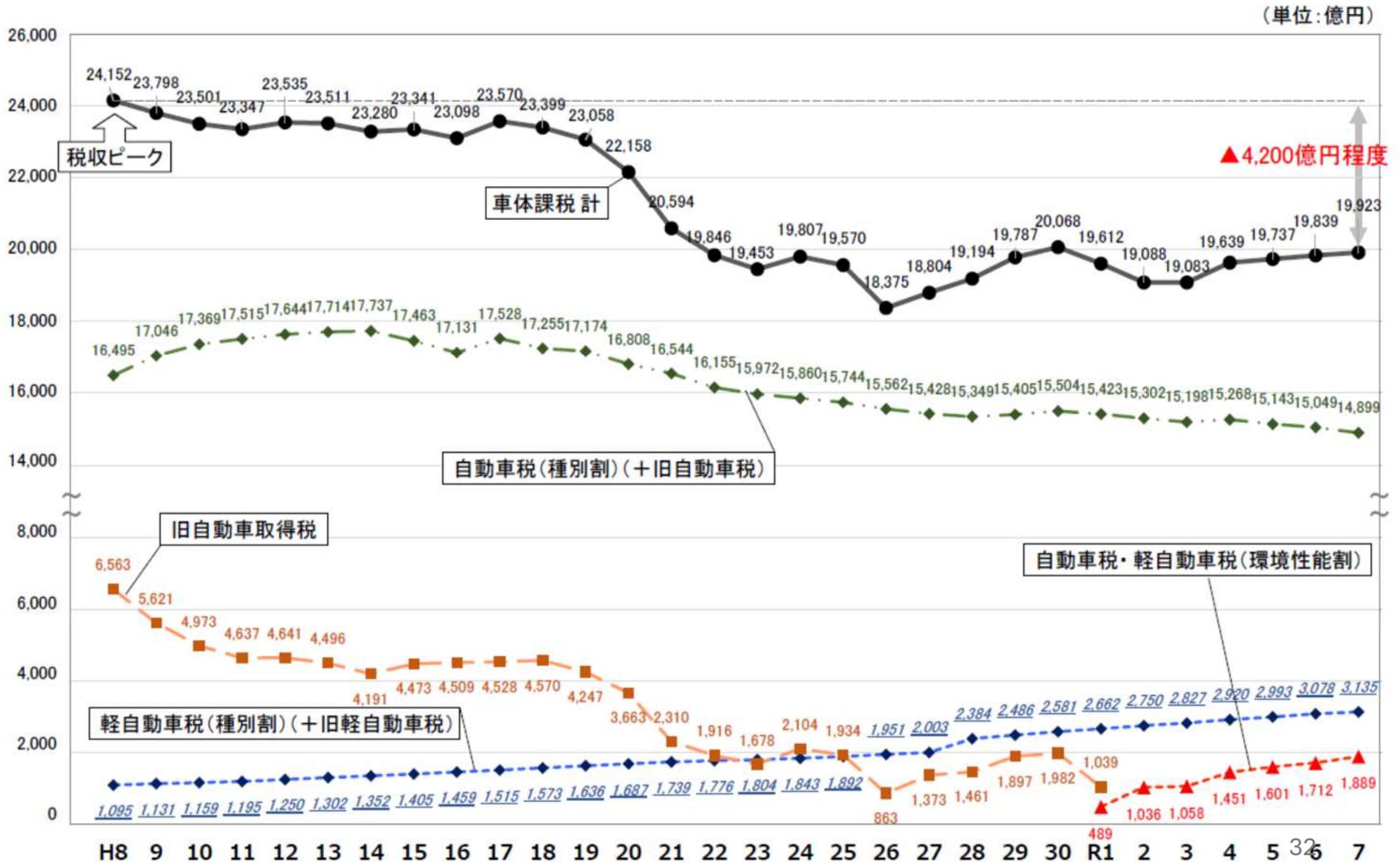
燃料課税(3.1兆円)は4割程度が地方財源(1.1兆円)
(うち都道府県分1.0兆円、市町村分0.1兆円)



:地方財源

車体課税(地方税)の税収推移

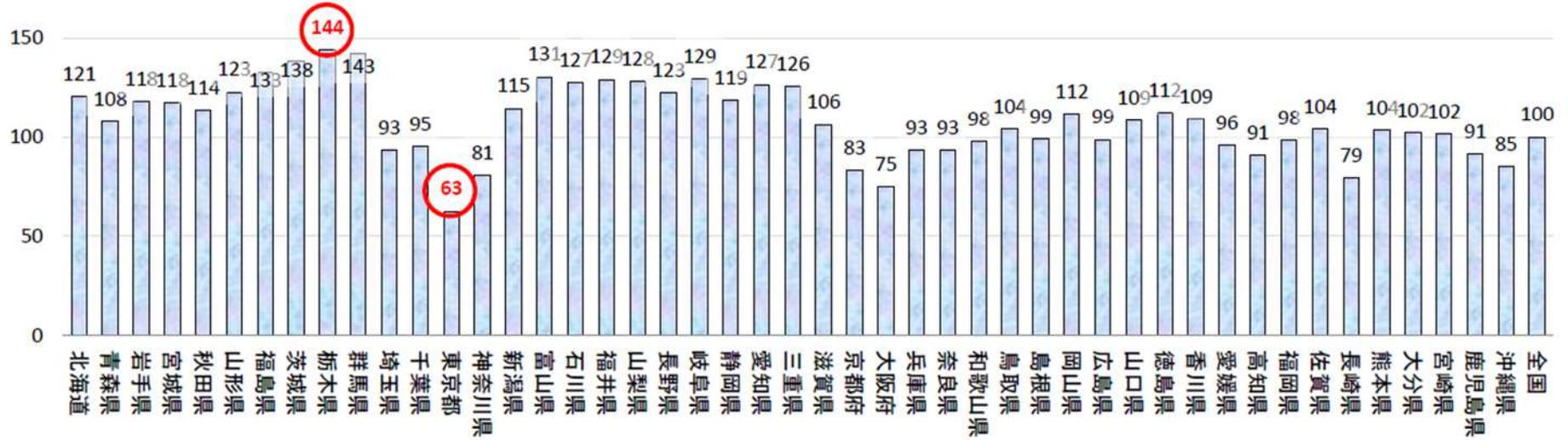
○ 令和7年度においては1兆9,923億円、ピーク時の平成8年度と比較すると▲4,200億円程度の減と見込まれている。



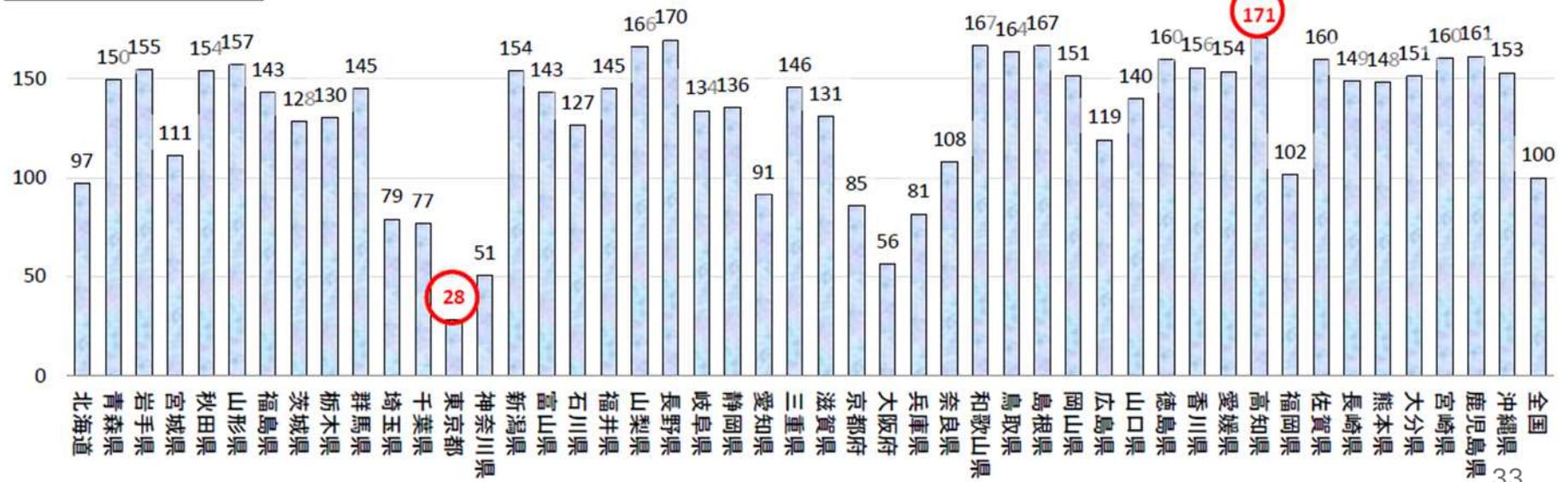
(注)表中における計数は、令和5年度までは決算額、令和6年度以降は地財計画額による。

人口一人当たりの税収額の指数(令和5年度決算額)

自動車税



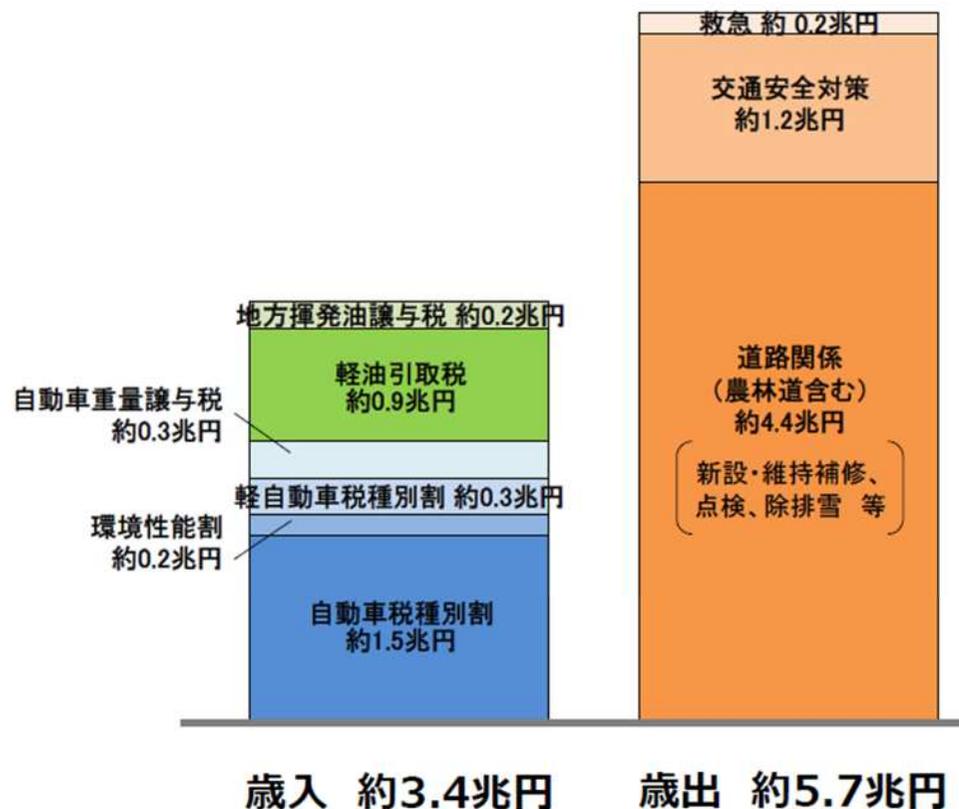
軽自動車税



自動車に関する行政サービスと自動車関係諸税(車体課税+燃料課税)の状況

- 自動車に関する行政サービスに要する費用は、自動車関係諸税(車体課税+燃料課税)の税収を上回っている。
- 今後見込まれる道路や橋梁、トンネルなどの更新・老朽化対策や、防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は地方団体にとって極めて重要。

地方団体における自動車関係諸税の税収と自動車に関する行政サービスに要する費用



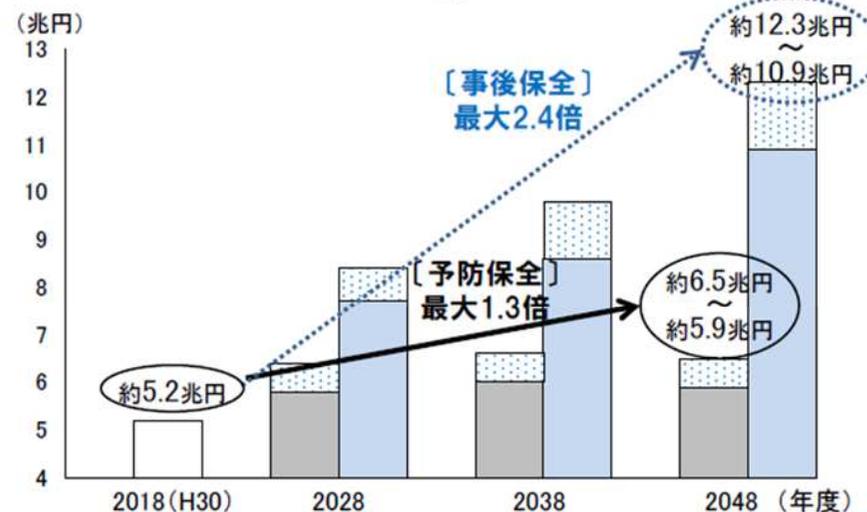
※歳入及び歳出については令和5年度決算額。
※端数処理の関係で合計が一致しない。

建設後50年以上経過する社会資本の割合

	R5年3月	R12年3月	R22年3月
道路橋 (橋長2m以上)	約37%	約54%	約75%
トンネル	約25%	約35%	約52%

※ 国土交通省HP「インフラメンテナンス情報」を基に作成。

将来の社会資本の維持管理・更新費の推計結果



予防保全: 施設の機能等に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。
事後保全: 施設の機能等に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。

※平成30年11月30日「経済・財政一体改革推進委員会 国と地方のシステムワーキンググループ」国交省提出資料等を基に作成。

環境性能割に関する論点

- 環境性能割は、自動車をもたらすCO2排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した**原因者負担金的性格**を有している。
- **環境インセンティブを強化する観点から、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組み**として設計。
⇒ **環境性能割が課税されるのは、ガソリン車等の「燃費性能の悪い(CO2排出量の多い)自動車」となっている。**
- 自動車税・軽自動車税環境性能割(約1,900億円)は**貴重な地方団体の財源**となっている。

車種		R7.4~	
(自家用乗用車)	税率区分	自動車税	軽自動車税
電気自動車 プラグイン ハイブリッド車等	非課税	すべて	
ガソリン車、 石油ガス車、 ディーゼル車 (いずれもHVを含む)	非課税	2030年度燃費基準 95% 達成~	2030年度燃費基準 80% 達成~
	1%	85% 達成~	75% 達成~
	2%	75% 達成~	
	3% (軽は2%)	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

(参考)R5適用件数の割合(件数)		
税率区分	自動車税	軽自動車税
非課税	53.3% (約163万台)	66.3% (約95万台)
1%	4.2% (約13万台)	12.8% (約18万台)
2%	4.9% (約15万台)	20.9% (約30万台)
3% (軽は2%)	37.6% (約115万台)	

半数以上が非課税

環境性能割の税収

1,889億円
(R7地財計画ベース)

うち都道府県分: **約890億円**

うち市町村分 : **約999億円**

自動車税・軽自動車税(種別割)の概要

- 自動車税・軽自動車税(種別割)は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を併せ持つ税であり、税率区分の指標として、総排気量(乗用車)や最大積載量(トラック)等が採用されている。

項目	自動車税種別割	軽自動車税種別割
1. 課税団体	都道府県	市区町村
2. 課税客体	自動車(二輪の小型自動車、軽自動車及び特殊自動車を除く)	軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
3. 納税義務者	自動車の所有者	軽自動車等の所有者
4. 賦課期日(納期)	4月1日(自動車税は5月中、軽自動車税は4月中において、当該地方団体の条例で定める。)	
5. 税率	自動車・軽自動車等の種別、総排気量等ごとに設定(制限税率は、標準税率の1.5倍)	
6. 税収	1兆4,899億円(令和7年度地方財政計画額)	3,135億円(令和7年度地方財政計画額)

自家用乗用車の標準税率



グリーン化特例の概要(種別割)

○ 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例は、自動車税の財産税的性格及び道路損傷負担金的性格に、環境の観点を導入した環境配慮型税制。

電気自動車等に対して取得翌年度の自動車税・軽自動車税(種別割)の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする。

①これまでの改正経緯 ※2年ごとに適用期限の延長、対象車両の見直し等を実施(令和5年度改正では適用期限を3年延長)。

平成13年度	自動車税のグリーン化特例の創設
平成26年度	軽自動車税の経年車重課の創設(適用は平成28年度から) 自動車税のグリーン化特例の重課割合を引上げ
平成27年度	軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の創設
令和元年度	種別割の税率引下げ(恒久減税)に対する地方税財源の確保策として、軽課の対象を電気自動車等に重点化(平成31年度与党大綱において「最終的な結論」とされている。消費税率の引上げに配慮し、令和3年度取得分から適用。)
令和3年度	グリーン化特例(軽課)の対象からクリーンディーゼル車(構造要件)を除外

②グリーン化特例の適用対象車両 取得期間(軽課):令和5年4月1日～令和8年3月31日 ※自家用乗用車の例

適用対象車		特例割合
軽課	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車※	▲75%軽減 (取得翌年度)
重課	ガソリン車(13年超、ハイブリッド車は含まない)、 ディーゼル車(11年超)	登録車 15%重課 軽自動車 20%重課

※ 軽課については一定の排ガス性能を要求

※ 重課の対象からは電気自動車、天然ガス自動車、(混合)メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除外